



学習会のおさそい

ハンセン病家族訴訟から考える

「わたしたちは今、何が問われているのでしょうか」

ハンセン病患者の強制隔離政策により、ハンセン病患者は療養所に隔離され、家族や、仕事、人間らしい暮らしをすべて奪われました。

らい予防法は 1996 年に廃止され、「人生を返せ」「人間を返せ」と声をあげた元患者が国賠訴訟に勝訴し、国が謝罪したのは 2001 年のことです。

しかし国は、患者と同様に深刻な偏見差別によって人生を奪われてきた患者の家族には、現在に至るまで、一切謝罪をしていません。

強制隔離政策によって偏見差別が植え付けられた社会のなかで息を潜め、想いを押し殺して生きてきたハンセン病患者の家族が、2016 年、ついに自らの被害を訴え提訴しました。原告の数は 568 人にもものぼります。

この裁判は、誤った政策によって、社会に偏見差別を植え付けた国の責任を問う裁判です。そして同時に、偏見差別にさらされ、社会の中で息を潜めて暮らしてこなければならなかったハンセン病患者の家族の人生を取り戻すための裁判です。

ぜひ、ハンセン病患者の家族の声に、耳を傾けてください。

差別とは何か、差別が人間に与える被害とは何か、一緒に考えてみませんか。

日時 2018 年 10 月 13 日(土) 13:30～16:00

会場 カトリックさいたま教区事務所 会議室

さいたま市浦和区常盤 6-4-12 (浦和区役所隣)

お話 ハンセン病家族訴訟・原告

講師 田村有規奈さん(ハンセン病家族訴訟弁護団)



主催 カトリックさいたま教区部落差別人権委員会

連絡先 カトリックさいたま教区事務局 Tel 048-831-3150